

# 第5次札幌市地域福祉社会計画 改定の方向性について

## 1 地域福祉を取り巻く現状と課題

### ○超高齢・人口減少社会の到来

65歳以上人口（札幌市）

H27: 24.8% → R2: 27.4% → R7: 29.5%（見込） → R12: 31.3%（見込）

15歳未満人口（札幌市）

H27: 11.3% → R2: 10.9% → R7: 10.3%（見込） → R12: 9.5%（見込）

※札幌市統計書(令和3年版)及び札幌市の将来推計人口(令和4年推計)より

### ○個人や世帯の有する課題の複合・複雑化

## 2 改定にあたってのポイント

### (1) 地域福祉計画策定（改定）のガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

（厚労省 令和3年3月31日市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドライン）

### (2) 市町村地域福祉計画に係る社会福祉法の改正の動向

#### 2018年社会福祉法改正

社会福祉法第107条において、第106条の3第1項で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項が記載事項として追加された。

#### 包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3 第1項）

- (1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- (2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

#### 2020年社会福祉法改正

社会福祉法第4条1項において、地域福祉の推進は、  
 “地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すもの”  
 として理念や方向性が明確化された。

### (3) 札幌市成年後見制度利用促進基本計画との一体化

令和3年3月に単独計画として策定した札幌市成年後見制度利用促進基本計画を次期計画と一体的に整備する。

## これらを踏まえて、次期地域福祉社会計画を改定

### 3 改定の方向性

#### (1) 計画の基本理念について

○ガイドラインにあるとおり地域福祉計画は、地域生活課題解決のための施策などを計画的に整備するための計画なので、ターゲットはその地域の構成員である地域住民等ということになるが、一方で、ガイドラインには地域福祉推進の主体は地域住民等であることも明記されている。

→「地域住民等」が地域福祉推進の主体であり計画のターゲット

○2020年の社会福祉法改正により明記されたとおり、地域福祉の推進は共生社会の実現を目指すものなので、地域住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組む地域福祉の推進の目標は、共生社会の実現

→コンセプト：「地域福祉推進＝共生社会の実現」

これらをコンセプトやターゲットとして次期計画を策定することとなり、それはそのまま、計画の基本理念の核となる。

#### 次期計画の基本理念

未定

- ・地域福祉推進の主体は地域住民等
- ・地域福祉推進は共生社会の実現を目指す

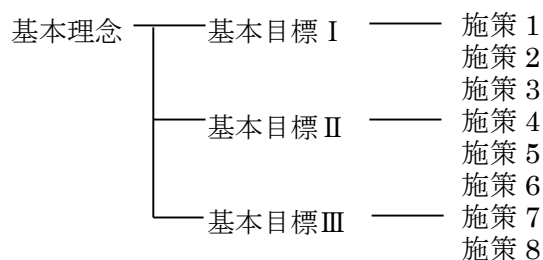
(参考) 現計画の基本理念

「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」

#### (2) 計画の体系について

○次期計画の体系は、過去の計画の体系を踏まえ、基本理念の実現のため基本目標を設定して、その目標達成のため施策を展開という体系とする。

(参考) 現計画の体系



## (3) 計画の基本目標について

○ガイドライン・計画の基本理念から、地域福祉計画は「地域住民等」を主体として「共生社会の実現」を目指すもの。

○また、2018年の社会福祉法改正で追加された、「包括的支援体制の整備」では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備がまず求められている。

**→地域福祉推進のための住民の主体的な活動に対する支援・環境整備を目標とする。⇒ 基本目標Ⅰ**

※住民の支え合い活動、ボランティアなどの活動に対する支援や環境整備

○ガイドラインから、地域生活課題解決のための施策を整備していくことが求められること。

○また、2018年の包括的支援体制の整備では、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備が求められている。

**→地域課題解決のための公的な施策の整備や、地域生活課題に関する相談を受け止める体制の整備を目標とする。⇒ 基本目標Ⅱ**

※地域課題解決のための施策や体制の整備

○2018年の包括的な支援体制の整備では、多機関の協働による相談支援体制の構築が求められている。

○また、包括的な支援体制の整備については(1)～(3)（とりわけ(1)）についてこれまでも様々な取り組みが地域で実施されてきたであろうが、それらそれぞれの取組みを「点」としてではなく、互いに連携させ、いわば面として実施することにより効果的な支援体制が構築される、とされている。（厚労省 令和3年3月31日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について）

**→住民の主体的な活動をつないだり、公的な対応で連携したりという、基本目標Ⅰ・Ⅱの組織や施策をつなぐ取り組み（連携）を目標とする  
⇒ 基本目標Ⅲ**

※住民活動の情報交換や、地域課題解決のための多機関協働など

## 次期計画の基本目標

**基本目標Ⅰ（未定）**

地域福祉推進のための住民等の主体的な活動に対する支援・環境整備

**基本目標Ⅱ（未定）**

地域課題解決のための公的な施策の整備や、地域生活課題に関する相談を受け止める体制の整備

**基本目標Ⅲ（未定）**

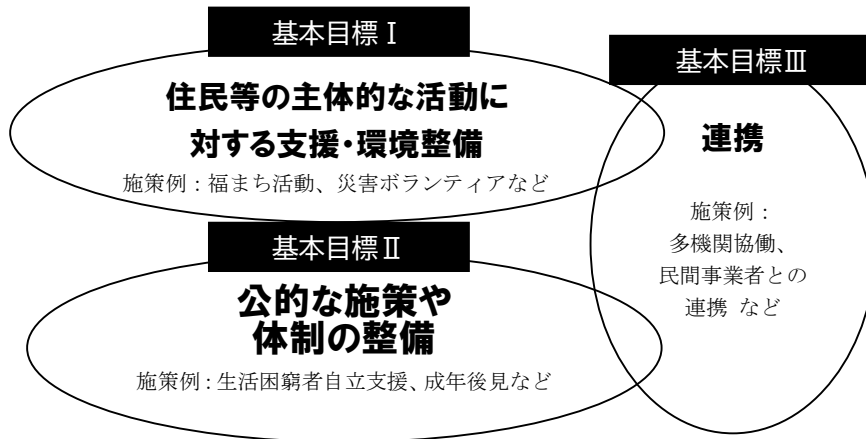
組織や施策をつなぐ取り組み

(参考) 現計画の基本目標

- I 市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します。
- II 暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます。
- III 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます。

現計画の基本目標についてはそれぞれ I で「自助・共助」、II で「公助」、III で「環境整備」に関する施策・取り組みを実施している。

○次期地域福祉社会計画における基本目標のイメージ



#### 4 次回の審議会議事案について

- ・ 基本理念、基本目標の決定
- ・ 計画の構成案の検討

など